

アーカイブズと社会科教育に思うこと

札幌市公文書管理審議会委員
木村夢子

はじめに

平成 25 年 7 月 1 日、札幌市公文書館が開館された。開館式典に列席し、この日を迎えるまでの関係者皆さんのご努力に思いをはせた。

私は、札幌市公文書管理審議会の 7 名の委員の末席を務めている。

公文書管理審議会は、「アーカイブ関係者 3 名、法律関係者 3 名、市民代表 1 名の 7 名で構成され」⁽¹⁾と、紹介されているから、私は、なんと市民代表ということになる。学識経験者を中心に構成される審議会に、私のような者が加わっていいのだろうかかと懸念したが、「公文書館基本構想検討委員会市民利用会議」の一人として、公文書館のスタートを確認したいという思いも強くあり、市民代表といえる存在でもないが、自分の非力さを顧みず引き受けさせていただいた次第である。

私の資質はといえば、歴史研究者を目指し、大学・大学院時代には日本史学を専攻し、修士論文作成時に、国会図書館に通ったことがある程度でしかない。少し加えるなら、私は長く高等学校で「社会科」の講師として勤務し、「日本史」「世界史」「政治経済」などを教えてきたくらいである。

次代を担う生徒たちと接していると、自分たちの生活がどう政治や行政とかかわっていくのか、よりよい生活はどう紡いでいくのか、考えていく手がかりを適切に伝えているのかもどかしさを感じる事が少なくなかった。今の子供たちは、社会科という自分の生活に一番近い科目を、暗記する科目としかとらえず、日本史や世界史はまだしも、政治経済となると苦手な生徒が多い。

教育の現場にいて、国民、市民、としての意識と自覚をもっと持ってほしいと強く感じていた。そんな感慨も含め、「市民利用会議」から「札幌市公文書管理審議会」の今日までを振り返り、最後に社会科の教師として少し、述べてみたい。

1. 「市民利用会議」

札幌市は平成 19 年度から公文書館の具体的検討に入り、行政内部だけでなく第三者による意見の反映として、平成 20 年に有識者による「公文書館基本構想検討委員会」（以下「検討委員会」）が設置され、さらにその中に公募の市民委員による「札幌市公文書館基本構想検討委員会市民利用会議」（以下「市民利用会議」）が設置された。5 名の市民委員（男性 3 名女性 2 名）が決まり、私もその一人となった。

それは平成 20 年 3 月から始まった国の「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」において、公文書は国民の共有財産という考えのもと、札幌市は有識者によって構成された「札幌市公文書館基本構想検討委員会」だけでなく利用者である市民の意見を取り入れようという積極的な方針から公募が行われたものだった。

検討委員会の大濱委員長、鈴江副委員長を座長・副座長に、市民利用会議は 3 回開かれ、

活発な討議が行われ「市民利用会議からの提言」としてまとめられ検討委員会に報告された。

市民委員のメンバーの中では、会議が3回では足りない、もっと話したいことがたくさんあったという感想もでていた。

「市民利用会議」の提言は、会議録がホームページで公表されているから詳しくは述べないが、公文書館の設立にあたって、

1. 公文書や公文書館を知ってもらうために
2. 公文書館をより利用しやすい施設にするために
3. 施設のあり方など

の、3点がまとめられ、検討委員会に報告された。

「市民利用会議」のメンバーは、市史編纂に携わった方が1人いらした以外は一般市民である。それゆえに、公文書館の持つ意義や、これからの可能性について、十分理解し、話し合いも深められたが、「こうあってほしい」「こうした側面を備えてほしい」といった、具体的な要求が少なくなかったのも否めない。が、利用する市民ゆえの素朴なアイデアもたくさん出されたと思う。

そして私達市民委員は、「札幌市公文書館」が市民自治推進のための公文書館であることを3回の会議を通してしっかり認識することができた。

検討委員会では、「市民利用会議」の提言を受け止め検討していただいたが、細かな点、例えば開館日に土曜日曜も入れてほしいといったことは、基本構想の中にそこまでの具体的な内容を盛り込まないということだった。そうした具体的な点は公文書館が動き出してからいろいろ検討されていくとされていた。

全体的には、「市民利用会議」の提言は、「検討委員会」で網羅されている内容に合致し、吸収されている。私たち、市民委員が話し合ったことが「検討委員会」の有識者の皆さんに理解され、受容していただけたと思う。

さらに、「札幌市公文書館」とはどのようなもので、その意義や機能について、市民に対する事前の周知活動として、広報誌でとりあげ、パネル展を開催するという具体的な「市民利用会議」で出た提案を、札幌市が次々実行していく様子に私たちの意見が反映されたと感じた。

平成21年6月、検討委員会から「公文書館基本構想への提言」が市に提出された。

そして市は、「公文書館基本構想への提言」を踏まえ、構想素案を策定した上で、市民参加として平成21年8月～9月にかけて、「パブリックコメント」を実施して、市民の意見を募り、その結果も公表した上で、構想を確定した。

さらに、公文書館開館1年前には、「札幌市公文書管理条例（仮称）素案」に対する意見募集として、広く市民の意見を募る「パブリックコメント」を平成24年2月～3月まで実施し、結果を公表した。

こうした札幌市の、「市民利用会議」の設定や「パブリックコメント」の実施は、市民参加を進める方策であり、今後もあらゆる場面で実施して行ってほしいと思う。

「札幌市公文書館」は全国的には、どちらかといえば後発である。が、それゆえにすでにできている各地の公文書館の良い点を取り入れ、問題点を精査できるともいえる。

さらに、札幌市が掲げる目標は、「市民自治の推進」そのための市と市民の情報の共有、市政にかかわる人すべてが透明性の高い行政運営を意識し、それを市民が常に市政を検証し評価できるということにあるから、今日的な大きな意義があるといえる。

「公文書館」イコール「歴史資料館」というとらえ方から、大きく一步を踏み出し、市民

が主役の「市民自治」を推進していく拠点が「札幌市公文書館」なのである。

しかし私は最初のころ、「公文書館」は「歴史史料館」ではないのだということに、多少違和感というか、こだわりがあった。それは、自分が歴史研究者の端くれという思いからにすぎないのかもしれないし、「歴史史料館」という響きはなにか歴史をたどる方法の中で、手早くわかりやすく頼れるものだという思い込みからなのかもしれない。多くの人が旅行に出たときなど、博物館や、歴史資料館があると、足を向けてみようとするのもそういうことからかもしれない。

「検討委員会」のメンバーである、北海道大学大学院文学研究科教授の白木沢旭兎先生は、パブリックコメントの中に、「歴史古文書館的役割」「歴史研究の場」を、求める市民の意見が少なくないので、このような市民ニーズとの突合せを図ってほしいことを示されている。⁽²⁾ このご意見は、多くの市民歴史研究家、歴史愛好家が感じる新しい目的を持った「札幌市公文書館」を誤解してしまうことのないようにと導いてくださっていると思う。「歴史史料館」ではないということは決して否定ではない。あえて言うなら、「歴史史料館」だけの役割ではなく、それも含むもっと大きな視野と目的を持った、私たちの「市民自治」のための砦なのだから。

しかしながら、言うまでもなく「公文書館」ができたことによって、これらの目的が短時間で達成されるわけではない。むしろ、ようやく目的に向かって緒に就いたというところである。その実現には、私達自身がこれからどう努力していくか、そしてそれには計り知れない時間が必要であるだろう。

そして、これまで「札幌市文化資料室」が果たしてきた役割も重要であるし、「札幌市公文書館」となった今もその役割は終わってしまったわけではなく、吸収され発展していくわけである。ここまでに蓄積された資料は、これからも役立っていくことに変わりはない。

2. 「札幌市公文書管理審議会」

札幌市では、「札幌市公文書館」設立の準備段階から、国の「公文書管理法」の地方公共団体に対する努力義務要請だけではなく、適切な文書管理の必要性からも「公文書管理条例」の制定を企図した。

前述のように「札幌市公文書管理条例案」は広く市民の意見を聞くということで、平成24年2月から3月にかけてパブリックコメントを行っている。そのうえで、平成24年6月、議会に条例案が提出され、「札幌市公文書管理条例」は制定された。

条例の施行日は、平成25年4月1日だが公文書管理に関する重要事項を審議する「札幌市公文書管理審議会」に関する条項は、条例の制定日施行となり「札幌市公文書管理審議会」(以下、「公文書管理審議会」)は、平成24年7月スタートした。

最初に述べたように、私は、7名の審議委員で構成される「公文書管理審議会」の一人になった。

その第1回審議会の時は、本当に緊張した。

審議会会長となられた大濱会長、副会長となられた鈴江副会長とは、「市民利用会議」で3回お会いしたことはあったが、それも3年前のことであった。

他の方々は、大学の先生3名、2回目からの参加となった安藤委員は弁護士さんで、私だけが専門家とは言えない自覚のもと、冷や汗をかくだけなのはおわかりいただけるだろう。

「公文書管理審議会」は、第1回目から、早速「公文書管理条例に基づく文書のライフサ

イクルを通じた適切な文書管理施策の在り方について」の諮問を札幌市長から受けた。その後、「公文書審議会」の設置根拠、職掌事務と運営の確認をへて、審議に入った。

その後、「公文書管理審議会」は月1回のペースで開催され、11月に「答申書」を提出している。

月1回の「公文書管理審議会」では、活発な審議が行われた。「公文書館」開館までに検討を要する問題はたくさんあり、そのどれもが重要なことばかりであった。

その内容は、「公文書の保存期間基準及び重要公文書該当基準」「公文書の廃棄の在り方」などである。

第2回目からは、私も少し緊張もほぐれてきた。

全国各地の公文書館に携わり、国立公文書館フェローを務められている大濱会長、北海道立公文書館設立に携わり、国文学研究資料館でアーキビストの養成にかかわられた鈴江副会長というお二人のアーカイブズ専門家からのご教示に与えることは、「公文書管理審議会」にとって貴重な財産だと思う。そして諸資料を準備される事務局の方々のなみなみならぬ学習力と尽力によるところも大きいと思う。

「公文書管理審議会」委員の皆さんの、審議における発言もそれぞれのご専門からの鋭い指摘も多く、そういう見方があるのだと、改めて気づかされるご意見もあり、たくさんのことを学んだ。何より、委員皆さんの立ち位置が違ふことで、「歴史的」ということにことさらこだわらない観点が、新しい価値を持つ「札幌市公文書館」を考えていく上で相応しいと感じた。

私といえば、皆さんの中にあつて自然に「歴史的」という発想にこだわらず、自分の理解の中で疑問に思ったことや、わからないことを質問し、意見として述べていた。

札幌市の公文書は、「歴史的な価値」の有無によって判断されるのではなく、作られた経緯、市政にどうかかわるかということで現在そして時間経過後の市民が検証できるかどうかによることになる。

そのため、より早く公文書館に移管されるためにも従来「永年」とされてきた保存期間を、「30年」の有期限としたことに大きな意義がある。これは、「永年」をやめるということにだけ、目がいってしまうと30年で捨ててしまうのかと誤解していることも多々あるが、そうではなく有期限とすることで、原課で永年になってしまわれてしまわないように、公文書館に移管することを考えるということなのである。

「廃棄」という言葉に、私たちは大切なものを捨てられてしまうという懸念を抱く。確かに「廃棄」は捨てることであるから、札幌市の公文書も捨てるものも当然ある。全く捨てないということではない。

しかし、「条例」と「審議会」ができ、原課で「廃棄」とされたものでも「公文書館」や「審議会」でチェックし、「保存」ということにすることもできる。原課で、恣意的、隠蔽的に「廃棄」されてしまうことは避けられる。さらに、公文書の作成者たちが、「公文書」の持つ意義と価値を十分理解したうえで自分たちの仕事とその重要性の自覚を持ち、市民の目を意識したなら、恣意的に廃棄することはできないだろう。そのためにも、「市民利用会議」でも言われたが、新人職員研修はもとより、すべての職員に対する教育を折に触れ徹底してもらいたいと思う。自分たちの作成している「公文書」は、自治の主体者である市民が市政を検証する情報であるということを強く認識した上で、ある種の緊張感を持って、日々業務を遂行してほしいと思う。

私は「公文書管理審議会」委員として、これまでどう貢献できたかはわからないが、これ

からも、自ら学習し、努力していきたいと思う。

3. アーカイブズと社会科教育に思うこと

最後に、社会科を教えてきた教師として一言述べておきたい。

最初に述べたように、学校で学ぶ授業の中で「社会科」は自分たちの生活に最も近いものだと思う。しかしながら、現実には、「得意じゃない」「苦手」という声も生徒たちから返ってくる。

もともと私は「日本史学」を大学院では専攻していたが、教育の現場では旧教員免許状の取得でもあり、中学・高校の社会科全般を教えられる。「日本史」や「世界史」を教えていたことも多かったが、ここ数年は、「政治経済」を教えることが多かった。

高校生ともなると、卒業後はすぐに社会人になる者もいる。専門学校、短大、大学に進学しても2~4年後には社会人になるわけである。しかしながら、彼らの政治経済への関心はほとんどない。

勤労者となれば、給料を得て、好むと好まざるとにかかわらず所得税・住民税は多くの方が天引きされる。自分たちの納めている税金が、どう、何に使われているのか、私達大人も含め無関心の人が多いのが日本の現状である。高校生だけでなく、大人も政治経済に関心が薄いのも嘆かわしいことである。

授業を進めていく中で、なるべく日常生活と関係ある話題を取り入れて、話をすると驚くほど関心を示してくる。高校生のアルバイトで給与から源泉徴収されている場合、給与が少なければ確定申告という方法で税金は返してもらえることが多いといった話である。

そこから、さらに近い将来家庭の担い手になるのだから、世の中の仕組み、日本の政治や経済をしっかりと理解しておくことを促す。毎回授業の初めには、最近の政治・経済・社会のニュースに関する質問をしてみる。それに答えるには、ご飯を食べながらでもいいから、TVのニュースを見なさい、と繰り返し話す。いつしか、生徒は今までニュースなど関心もなかったけれど、ニュースに出てくる内容が授業で出てきた憲法のこと消費税のこと、日本の超高齢化社会のことだとわかると、耳に入っているようになったと言ってくれる。高校生も働きかけ次第できちんと関心を持てるのだ。

生徒がわかろうとしない、理解する能力が不足しているといくら嘆いてみても先には進まない。私は10人でも5人でも、いや2、3人でも興味を持ちわかろうとしてくれればさらに広げることではできると考え、授業では積極的に取り組んできた。

大濱会長の「札幌市公文書館」開館記念講演の中に、終戦直後、文部大臣となった前田多門氏が取り上げた「シビックス」の欠如とその育成については、戦後68年たった今日において、いまだ課題のままである。同じ大濱会長の講演の中でスウェーデンの教科書の話も印象深い。⁽³⁾

ヨーロッパと日本では、「自治」のあり方が違うからだろうが、「地方分権」が言われている今こそ、私たちは「自治」の担い手であることを自覚したい。

札幌市の小学校、中学校、高等学校、あらゆる教育機関の先生方には、「札幌市公文書館」の存在と目的・意義を理解してもらいたいと思う。少なくとも、新任教師研修では、取り上げてほしい。

「札幌市公文書館」は「札幌市文化資料室」の時から、小中学生や一般市民を対象にセミナーや講演会などを開催している。すでにやっていることとは思うが、その際に、「札幌市

公文書館」の目的・意義を冒頭必ず説明してもらいたい。出前講座でも必ずお願いしたい。

私たち一人一人は自治の主体者としての市民としての自覚を持ち、まちづくりに参画できるように、市と情報を共有し、市政を検証していこう。そしてその情報を公文書として保管・管理することが「札幌市公文書館」の働きなのだということを周知していかなくてはならない。

社会科の授業で、「札幌市公文書館」を教材として使う方法もあると思う。実際に「札幌市公文書館」に見学に来ることもあるだろうし、小学生、中学生、高校生それぞれの段階に応じて、「札幌市公文書館」とはどういうところで、何のためにどのように存在しているのかを示していけるといい。

国の「特定秘密保護法」関連のNHKのニュースで、九州・天草市の「公文書館」のを見た。天草市は、すべての公文書をチェックし、市民自治のために必要なものをきちんと残すということを実行しているとのことで、行政職員も自分たちの作る公文書が後世に残されるのだと、より確実に職務に当たる意識を高めているという。さらに公文書の専門家である大学教授が、今、公文書の保管・管理は、天草市やその他の地方公共団体が積極的に高い意識を掲げて行っていることを強調していた。天草市が人口9万人弱の小さい市だから可能というだけではないだろう。まさに、時代は札幌市の目指す方向へと動き出しているということである。

日本ではアーカイブズという言葉に、まだ慣れない、或はわからない人が多いかもしれない。私の周りでもアーカイブあるいはアーカイブズというと、何か、映像的な記録とっている人も少なくない。アーカイブズという言葉の浸透が、「公文書館」の持つ意義・役割を伴って広がっていくことを目指したい。

アメリカでは、「アメリカ国立公文書館管理院」(NARA)が、院長のデビット・フェリエロ氏を中心にソーシャルネットワークを積極的に駆使し、さらに歴史愛好家や郷土史家を市民アーキビストとして活躍・協力してもらうという展開をしていると知って、驚いた。⁽⁴⁾

日本でも、ソーシャルネットワークは広がりを見せているがこうした使い方はできるのだろうか。アメリカのようにはいかないが、市民アーキビストという発想も生涯学習が盛んな昨今、何か手がかりになりそうな側面を持っているような気がする。日本は、それ以前にアーキビストの養成が急務であるけれど。

アーカイブズと社会科教育について調べても、授業で視覚的な資料として使う方法や、その実践の報告などが多い。だから、これからのアーカイブズが社会科教育にどうかかわっていくのか、或は社会科教育を担う教師がどうかかわっていくのか見当がつかない。

ただいえるのは、私たちが前田多門氏の言うような「シビックス」になりえた時、或は自分たちの生活や明日のまちづくりに主体的に自分たちが動き出す時、手がかりとなる情報を探せる拠点がアーカイブズであり、それがすぐ身近にあることが大切だと思う。「札幌市公文書館」がそうしたアーカイブズになることを確信しつつ、私もできる努力をしたいと思う。

【注】

- (1) 竹内 啓「アーカイブズ新時代の地方公文書館とは—公文書管理条例を中心に—」 『札幌市文化資料室研究紀要』第5号 P. 34
- (2) 白木沢旭児「公文書館基本構想に寄せて」 『札幌市文化資料室紀要』第2号 P. 41
- (3) 大濱徹也「札幌市公文書館の使命と課題」 札幌市公文書館開館記念講演

- (4) 小原由美子「市民アーキビストが開くアーカイブの未来—NARAのソーシャルメディア戦略—」
国立公文書館『アーカイブズ』第49号